

### 第三者評価結果

事業所名：川崎市中有馬保育園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は、園の保育理念、保育方針、保育目標にもとづいて作成しています。子どもの心身の発達状況を長期的に捉え、年齢別の保育目標を掲げて、家庭の状況や地域環境を考慮して作成しています。幼児の「教育・保育において育みたい資質・能力の3本の柱」や保育所保育指針の趣旨を年齢別に捉え、子どもの発達過程を長期的にとらえた内容となっています。宮前区のランチ園として、地域の子ども・子育て支援や遊びの広場、食育講座等開催の取組や、公・民保育所人材育成に向け、保育の質の向上を目指した職員研修計画も記載されています。全体的な計画をもとに、年間指導計画・月間指導計画等作成し、その期ごとに振り返りを行なっています。全体的な計画は、年度末に各クラスで担当職員が話し合っ振り返り・検討したものを職員会議で話し合い、園長、園長補佐が作成しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>川崎市健康管理マニュアルをもとに、日常的に清掃、消毒を行っています。室内の温・湿度管理に注意し、加湿付空気清浄機を設置して、さらに定期的に換気を行っています。清掃は、保育室内は保育士が担当し、トイレや砂場、園庭等は担当者を配置しています。清掃・消毒チェックを行い、月1回、室内、戸外の安全点検をして危険個所の有無を確認しています。玩具は乳児が口に持って行きそうな物は必ず水洗いをし、床は掃除機をかけてから消毒液で拭き、壁、テーブル等も消毒液で拭いています。保育室は窓が大きく、強化ガラスに飛散防止フィルムを貼り、出入り口のガラス戸にはクッションを取り付けています。保育室内の一部にホットカーペットを使用してゆっくり過ごせる場所になっています。トイレ等は清掃が行き届いて清潔に保たれています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一人ひとりの子どもを受容し、子どもの行動の意味や発達を理解するように努め、子どもの状態に応じた保育を行っています。入所時のアセスメントから子どもの発達状況等を把握し、個人に合わせた対応をしています。子どもの表情や仕草に変化が見られた時はその状態を把握し、子どもの気持ちを汲み取り、子どもが自分の思いを話せるように対応しています。日頃から子どもが自分を伸び伸びと表現し、受け止めてもらえる安心感を大切にしています。クラスの月間指導計画に毎月の目標を設定し、目標に沿った保育をクラス全体で進めています。クラスの打ち合わせや指導計画の見直し、自己評価にはフリー保育士や発達相談支援コーディネーターが参加しています。子どもの様子を共有してケース検討会を行い、課題を共有しています。全体的な計画に子どもの「人権擁護」を掲げ、園内研修で意識を高めるとともに、他者の意見を聞くことで理解を深めています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園では、乳児・幼児の「生活のめやす」を定めて年齢や個人差を考慮しながら取り組んでいます。子ども自身が、身の周りのことを自分でしようとする気持ちを大切に、周囲の子もたちのやる様子を見て自分もやってみようという気持ちと意欲を育てています。子どもができるようになった時は保育士もともに喜び、子どもが自信を持って意欲的に生活できるよう、保護者と連携して進めています。幼児クラスは衣服の着脱や手洗い、うがい、歯磨きなど基本的な生活習慣が身につくように援助や声かけを行っています。園内の「三者連携集会」(看護師、栄養士・保育士)を年4回開催し、「早寝・早起き・手洗い」など、子どもたちに食事や衛生に関することについて「なぜそうした方がいいのか」を年齢に合わせた内容で伝えています。個々の生活リズムを尊重し、毎日の繰り返しの中で基本的な生活習慣が無理なく身に付くようにしています。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④  
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

子どもたちが生活や遊びを通して、考え、工夫し、創造していく力が育まれるように、表現活動や造形活動を「自由に」「感性豊かに」五感で感じる経験を取り入れています。子どもの成長や興味に合わせて室内環境を整え、落ち着いて過ごせるコーナーを設定し、遊びや場所を選べるようにしています。室内の本箱や棚の上は、滑り止め加工が施され、物がずり落ちないようにしています。広い園庭は自然が豊かで、砂場の上にキウイの棚、反対側には大きな藤棚があり、季節には藤の花を楽しむことができます。食育年間計画で野菜を育てキウイも収穫しています。園庭は乳児と幼児は時間を分けて使用しています。5歳児は毎朝ミーティングで「今日は何をするか」を話し合い、夕方は振り返りをし、子どもの意見を保育に取り入れています。交通安全教室を区と連携して園庭で行い、交通ルールを学んでいます。コロナ禍のため、地域とはビデオレターでの交流となっています。

【A6】 A-1-(2)-⑤  
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

0歳児クラスは年間保育指導計画の目標に「大人との安定した関係の中で、自分の思いを表し、受け止めてもらい人への信頼感が培われる」として、一人ひとりの子どもの気持ちを受容し、生活リズムを大切にしています。心地よく過ごせるように食事や睡眠、遊びを工夫してゆったりと落ち着いて過ごせる環境作りをしています。0歳児は、個別保育指導計画と月間保育指導計画を作成し、一人ひとりの成長・発達に合わせた保育を行っています。最初は緩やかな担当制を取り入れ、なるべく同じ職員が保育にあたり、愛着関係・信頼関係を育てています。「保育所の自己評価」を実施し、職員は子どもの発達について話し合い、子どもの理解の共通認識を深め、0歳児の発達、口腔機能の面などいろいろな視点で食に関する話し合いを持ち、その子に合わせた離乳を無理なく進めています。保護者と連携し、子どもが一日を通して安定した生活を送れるように取り組んでいます。午睡時は、SIDS予防のため5分毎に呼吸、体勢の確認をしています。

【A7】 A-1-(2)-⑥  
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

1、2歳児クラスは、保育士が子どもの思いや要求を受け止めて信頼関係を構築し子どもが安心して自己表現できるようにしています。子どもの発達や興味・関心に合わせて室内環境を見直し、遊びや探索活動を楽しめるように安全な環境整備を行っています。子どもと向き合うときは、分かりやすい言葉で声かけをし、子どもの自己主張や甘えたい気持ちを受け止めて関わっています。子ども同士のトラブルや関わりは、双方の話をよく聞き、代弁したり仲立ちをし、他の職員やフリー職員とも連携して子どもの気持ちに寄り添うようにしています。トラブルや困難に対しては、子どもからの発信を待ったり手伝ったりしながら、子ども自身が学び考える機会を保障しています。子どもの思いや背景を考慮し、一人ひとりに合わせた保育を行っています。

【A8】 A-1-(2)-⑦  
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

各年齢の発達や特徴を踏まえ、子どもが自信を持って意欲的に生活できるように、個性を理解して受け止め、子どもの姿に合った安心して過ごせる環境作りをしています。3歳児は個人差を考慮しながら様々な遊びを経験し、簡単なルールのある遊びを集団の中で友だちと協力して遊ぶ楽しさや、自信や満足感を持って過ごせるようにしています。4歳児は集団の中で、自分の思いを主張したり、みんなと協力してやり遂げる喜びや、相手の思いを受け入れながら友だちとのつながりを深め、一緒に遊ぶ楽しさを感じられるようにしています。5歳児は、友だちと協力し自己を発揮しながら最後までやり遂げる達成感を味わえるようにしています。友だちと一緒に何かをする楽しさや、一つの目標に向かって力を合わせる大切さや喜びなど、集団の中で得られる経験がたくさんできるようにしています。表現活動を楽しみながら友だちと協力して作り上げていく経験を楽しんでいます。発想の広がりの展開を、クラス担任だけでなく、フロア職員、他職種職員も関わり盛り上げながら保育を行っています。夏には子どもたちが話し合い、自由なイメージで保育室を变身させました。

【A9】 A-1-(2)-⑧  
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

支援を必要とする子どもの発達状況や目標について、保護者と情報を共有し、配慮事項や必要とする支援を記載した個別指導計画を作成し、クラスの指導計画と関連付けて保育にあたっています。発達相談支援コーディネーターを中心にケースカンファレンスを行い、支援方法について職員会議で検討、共有して職員全員が対応できるようにしています。市の巡回相談や発達相談を受け、保護者とも面談し情報を共有しています。子どもたちが過ごす環境を職員同士で話し合い、安心して過ごせる環境を整えています。子どもたちは、障害の有無に関係なく、お互いに困っている時の声かけや手伝いを自然に行っています。保護者懇談会の場を活用して、日常的な保育の取組を伝える中で、インクルーシブ保育の考え方や実践を意識的に伝え、理解してもらえよう努めています。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 長時間にわたる保育では、在園時間に合わせた生活リズムに配慮しています。長時間保育では子どもの疲れや体調に留意し、様子を見ながら、身体を動かして遊んだり、静かに過ごせる環境を整えています。保育時間の長い子どもはしっかり休息を取れるよう午睡に配慮したり、子どもの状況に応じてホッとできるスペースを用意し、保育室の畳やマットのコーナーを利用して、分かれて遊んだりくつろげるようにしています。乳児は保育士に本を読んでもらったりと活動内容は柔軟に対応しています。保育時間の長い子どもには補食の提供を行っています。引き継ぎの際は引継簿を用意し、声出しして名前を確認し、保護者に子どもの状況を確実に伝えています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 5歳児は全体的な計画に就学に向けての取り組みが記載されています。小学校との連携、就学を見通した計画にもとづいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しています。子どもにも自然な形で就学に向けて必要な力を身につけられるよう、ホワイトボードで活動の予定を知らせ、時間を意識した生活を送る、グループで意見を伝えあう等の活動を取り入れています。机に向かう、遊びの中で文字を取り入れるなども行っています。幼保小連携事業に参加し、小学校と交流の機会を作り、年長担任が1年生の授業参観へ行き、小学校生活を具体的に知るにより保育活動に生かしています。コロナ禍においては、書面での情報収集、交換を行い、形をかえた交流となっています。1年生になったとき困ったことを自分で発信できるよう、見守り、引き出せるように働きかけをしています。保育所児童保育要録は、入園時からの担任も関わって作成し、小学校へ送っています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 川崎市公立保育所健康管理マニュアル、年間保健計画にもとづき、看護師が中心となり健康管理を行っています。健康カード、ICTアプリ、連絡帳、健康チェック表、口頭などいずれかの方法で保護者と職員間で連携しています。職員間ではミーティングノート、保健日誌を活用し、必要に応じて会議で報告し共有しています。定期的に健康集会を開催し、内容や子どもの様子を保護者に伝え、家庭でも継続できるようにしています。看護師が毎日午前・午後の2回各クラスを巡回し、一人ひとりの子どもの健康管理を行っています。ヒヤリハットの記録及び共有、必要時は事故検証を行い、保護者にも共通認識をもって対応しています。SIDSに関する情報提供を保護者に対してクラス懇談会、保育説明会、保健だより等で行っています。SIDS研修の資料を全職員に回覧や報告をして共有しています。職員全体に周知し、日々健康観察を行っています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 園医健診を定期的に行い、園児の健康管理を行うとともに職員も助言を受けています。園では、園医による健康診断を、0歳児・1歳児は年6回、2歳児からは年3回実施し、歯科健診を年2回行っています。健康診断、歯科健診の結果は保護者に報告し、必要に応じて個別対応を行っています。虫歯が特に多い子どもの家庭には看護師、栄養士、担任と連携し、園医と相談しながら生活習慣について助言するようにしています。健康診断、歯科健診後の園医から得た健康に関する情報を保護者に「ほけんだより」などで発信しています。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 「川崎市健康管理マニュアル」「アレルギー対応マニュアル」に基づき、子どもへの適切な対応を行っています。食物アレルギー疾患のある子どもの対応は、入園説明会において保護者に十分説明しています。医師による「診断書」等の提出を求め、これにもとづいて食事の除去対応を行い、保護者にも献立表を用いた「除去食」の確認をしています。給食では、食物アレルギー児専用テーブルを用意し、トレー、食器を分け、名札を付けて食事を提供しています。給食の配膳時に調理員、保育士が連携し、声出し、指差し確認を給食室、保育室でダブルチェックをしています。食物アレルギー疾患のある子どもの食事中には、職員が一人ついて対応しています。慢性疾患のある子どもの状況は看護師が確認し、全職員が把握しています。看護師を講師に内部研修を実施しています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画には「食育の推進」として、各年齢ごとに取組内容を記載しています。年間指導計画、月指導計画、週日案においてもさらにきめ細かく、発達過程に応じた食育の内容が盛り込まれています。コロナ禍で距離をとり黙食とする環境の中でも、保育士が声かけをしたり、音楽を流すなど食事の雰囲気作りの工夫をしています。保育士と栄養士・調理師が連携して、子どもの口腔機能や嗜好に合わせた調理をしています。食に関する絵本を見たり、。折り紙で食材を作ってみたり、手遊びをしたりして子どもの食への興味を深める取組をしています。園庭で様々な野菜を栽培し、収穫、調理、喫食の体験をしています。保護者には、「給食だより」で給食に関する情報提供をしています。12月号では12月の献立や旬の食材の紹介の他、「お箸マスターへの道のり」として、スプーンの三点持ちのマスターをすることが重要と紹介するなど、家庭にとって参考になる内容となっています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画、各指導計画、食育計画にもとづき、一人ひとりの子どもの発達状況に応じた給食を提供しています。離乳食は、子ども一人ひとりの口腔機能の発達に合わせ、家庭と連携しながら進めています。アレルギー除去食はマニュアルにもとづき、給食会議で献立の確認を行っています。咀嚼に課題のある子どもや病後児には配慮食を提供しています。子どもの食べる量や好みを毎日の食事の観察、残食状況、子どもとのやりとりで把握し、少しでも食べられるように声かけをしたり、調理の工夫をしています。栄養士、調理員は子どもの食事の様子を見たり、声かけをして関わっています。子どもは、調理室をガラス戸越しに覗くなど調理の様子をみて食事への関心を深めています。旬の食材を使った季節感のある献立となっており、給食だよりで保護者にも伝えていきます。子どもの日のタケノコとわかめのお吸い物、七夕のソーメン、ひな祭りのちらし寿司を提供しています。「給食の手引き」にもとづき衛生管理を徹底しています。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>送迎時のコミュニケーションや連絡帳等により、日常的な情報交換を行い、保護者と信頼関係を築いています。3歳以上児に連絡帳はありませんが、毎日クラスに「保育記録」を掲示して子どもの様子が分かるようにしています。コロナ禍で、保護者の滞在時間を短くしたり、保育室内の立ち入りを制限するなどしていますが、情報交換の時間を大事にしています。クラス懇談会、個人面談、保育参観、保育参加等で子どもの発達を知らせたり、家庭での様子を聞いたりしながら子どもの成長を喜び合い、共有しています。情報交換の記録は、個人面談記録に記載し、個人ファイルに保管をしています。保育日誌にも情報交換を記録する欄があります。「クラスだより」では日々のエピソードを交え、保育の意図を伝えるように努めています。今年度、業務支援ツールを導入し、保護者連絡手段の強化を図りました。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者とは、送迎時等に積極的にコミュニケーションを行い、子どもの成長を喜び合い、信頼関係を築いています。定期的な保育参加や個人面談を実施するなど安心して相談できる体制を組織として整えています。相談内容によって、保育士、栄養士、看護師の専門性を生かした対応をしています。相談は、保護者の勤務時間等の事情に配慮し、場所はプライバシーが守られるような部屋を用意しています。園長が同席するなど複数職員での対応が良い場合には、事務室を使用するなど柔軟な対応をしています。相談内容は、必ず園長に報告しています。職員間の情報共有は、引継書、職員会議、ミーティングで行っており、記録を残しています。また、安心して子育てができるためには、保護者同士の横のつながりも大事だと考えており、そのための配慮も行っています。</p>	

<p>【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 子どもに対する虐待等の兆候を見逃さないように、「川崎市児童虐待対応ハンドブック」にもとづき対応をしています。登園時の保護者と子どもの様子の観察、身体の痣や傷についての視診による確認をしています。虐待等の子どもの権利侵害の恐れがある場合は、保護者に声かけをするなど、予防的な働きかけをすることとしています。保育所は保護者が相談できる頼れる場所であることを伝えるようにしています。家庭の状況に応じて、保護者の就労時間以外の土曜日の保育等の手立てを提案するなどの援助もしています。保育所内に「人権係」設置して、子どもの人権について事例検討をし、職員の理解を促しています。虐待が疑われる事例があれば、地域みまもり支援センターと連携して虐待防止の取組を行っています。早期発見、早期対応のために「川崎市児童虐待ハンドブック」を活用して、更に知識を深め、職員が共有していく必要があると園長は考えています。</p>	

### A-3 保育の質の向上

<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 保育士等は、指導計画にもとづく保育実践について、日誌の「記録及び省察」欄を活用して振り返りを行っています。毎月、各クラスの自己評価書を作成して、乳児会議、幼児会議で報告し合い意見交換をしています。保育士等は、一人ひとり意見を付箋に記入し、自己評価書に貼り付けて記録として残しています。自己評価書と意見を記載した付箋は、保育士等全員で共有され、保育所全体の自己評価としての位置づけにもなっています。月ごとの自己評価に関する話し合いは、互いの学び合いや意識の向上につながり、大切な取組の一つとしています。保育士等の自己評価は、年度末に保育所の自己評価につなげています。保育所の自己評価は、定められた評価項目について評価をするものであり、保育士等が全員参加して評価をしています。</p>	